

福島学院大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

福島学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、福島学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則に明示されており、「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、専門の学芸を教授研究し、地域社会への貢献を目指している。

東日本大震災、原発事故等による学生数の減少に対応すべく組織の見直しを行い、社会の変化に応えるための改組等を検討している。

学部学科ごとの三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を学生募集要項や学生便覧、ホームページ等で学内外に周知を図っている。福祉学部福祉心理学科の設置後も時代の要請に応え、同学部に「こども学科」を増設するなど、教育研究組織は、使命・目的及び教育目的と整合したものとなっている。

「基準2. 学修と教授」について

学生受入れでは、学力試験のほか、全ての入学選考で面接を行い、アドミッションポリシーに沿った学生かどうかを総合的に判定している。

教育方法の改善を進めるため「教員授業実施規程」を制定し、授業方法の改善のためのFD(Faculty Development)研修を実施している。学内各種委員会には教員のほか職員も委員として加わり、教職協働で学生支援に当たっている。

キャリア支援室を設置して、就職や進学に対する相談・助言体制を整備している。

教育目的の達成状況は、「学科評議員会」において、「資格取得状況」「卒業後の状況調査」などで把握している。教員評価では、学生によるアンケート結果等に基づく改善点を自己点検・評価報告書に記載することで全教職員が結果を共有し、授業改善につなげている。

校舎の耐震補強は全て完了しており、防災訓練も年2回行っている。

なお、福祉学部福祉心理学科は定員充足率が低いので適正な定員管理を期待したい。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、寄附行為に基づき理事会、常任理事会、評議員会を設置し、法人業務の適正な運営に努めている。理事及び監事は、寄附行為の定めに基づき適正に選任されており、理事会への出席率は良く理事会は適切に機能し、運営されている。

教授会は、学長の諮問に応え、入学、卒業判定、学位授与等について意見を述べ、学長はこの意見を聴いて諸事項を実施しており、学長が適切なリーダーシップが発揮できる体制が整えられている。

定例的にSD(Staff Development)研修会を開催しており、学外における研修にも職員を積極的に参加させており、各自のスキルアップに努めている。

平成 28(2016)年度の財務状況は、諸経費の効率的な削減により収支バランスが改善されており、これを保つべく、平成 32(2020)年度までの詳細な収支計画が法人の中期計画に盛り込まれている。計算書類、財産目録などは、監事及び公認会計士の監査を受け適正であることが確認されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的を達成するため、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、理事長、学長、事務局管理職から構成される自己点検・評価委員会を組織して、大学独自の評価項目を設定し、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価報告書は、年 1 回全教職員に配付され、学内での情報共有がなされている。また、平成 23(2011)年度からはホームページで社会にも公表している。

平成 28(2016)年度からスタートした中期計画は三つの方針を基盤として作成されており、平成 29(2017)年には諸施策の進捗状況をチェックし、対応策を実施することとしており、PDCA サイクルの確立に努めている。

総じて、スモールカレッジ、スモールクラスを大学の個性・特色として学生個々にきめ細かい指導・支援を行っている。教員に対しては「授業実施規程」で教育の質の向上を促し、学生には「学生受講規程」に基づき学ぶ側のマナーを厳しく指導している。これらが更に浸透することにより、東日本大震災、原発事故による風評被害等で低迷している学生受入れ数を回復し、個性ある大学として一層発展することを期待する。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献」「基準 B.建学の精神の顕現」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、学則第 1 条に明示されているが、その内容は教育基本法、学校教育法等にのっとり、「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）と Hospitality（思いやり）を教育の基本に置き、専門の学芸を教授研究し、地域社会への積極的かつ実践的な貢献を目指すものとなっている。

使命・目的及び教育目的は、学則において、育成しようとする人間像についても定め、これらは具体的かつ簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、少人数クラスでの授業、すなわち、教員と学生の密接なコミュニケーションが可能な、スモールカレッジ、スモールクラスをその特色と位置付けている。「学生受講規程」を設け、学生に対するマナー教育に力を入れている。

学則に定められた使命・目的及び教育目的は、学校教育法などの法令にかなうものとなっている。

東日本大震災、原発事故等による学生数の減少に対応すべく組織の見直しを行い、大学院心理学研究科こども心理専攻についての存廃の判断、新たな国家資格「公認心理師」受験資格に適合する教育課程への変更など社会の変化に応えるための改組等を検討している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学全体、各学科の使命・目的を踏まえた教育運営は、理事長、学院長から理事会、評議員会において十分説明されており、また、「年度初顔合わせ会」の席上で学長から当該年度の教育運営計画として示されることにより、全教職員の共通理解を得ている。

使命・目的及び教育目標は、ニュースレターや学生便覧、ホームページ等で学内外へ周知されている。

平成28(2016)年度からの5か年の中期計画及び学部学科ごとの三つの方針は、大学の使命・目的を踏まえたものとなっており、三つの方針は学生募集要項や学生便覧、ホームページ等で公表している。

福祉学部福祉心理学科の設置後も時代の要請に応え、同学部にこども学科を増設するな

ど、教育研究組織は、使命・目的及び教育目的と整合するよう構成され、運営されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを学科、専攻ごとに定め、ホームページ、入学案内、学生募集要項で公表しているほか、進学説明会やオープンキャンパス等でも周知を図っている。入学試験問題は作成者を学長が専任教員の中から委嘱し、学内で作成している。また、学力試験のほか、全ての入学選考で面接を行い、アドミッションポリシーに沿った学生かどうかを総合的に判定している。合否判定は教授会の意見を聴取した上で学長が決定している。

なお、収容定員が未充足の学科については、入試広報戦略検討委員会での検討を踏まえ、適正な収容定員の確保に期待したい。

【参考意見】

○福祉学部福祉心理学科の収容定員充足率が低いので、今後更なる対策が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーは、学則及び大学院規則に明確に定められており、入学案内、学生便覧等で公表されている。2 学科それぞれの資格・免許のために必要とされる授業科目を配置し、学年進行に合わせ段階的に学修できるように年次配当をしている。年間の履修単位の上限は学則で適正に定められている。

教育方法の改善を進めるために「教員授業実施規程」が制定されており、授業方法の改

善のために FD 研修会を実施している。学生や保護者にわかりやすい独自の GPA(Grade Point Average)制度が設けられ、教育の質向上を図っている。シラバス上で、当該授業がどのような知識や理解に結びつくのかを「授業の概要との対応項目」によって明示している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「学科職制会議」「学科科内会議」などで、学生への学修支援に関する方針・計画等を策定し、また学内各委員会には職員が委員として加わり、教職協働で学生支援に当たっている。オフィスアワーは全専任教員が設定し、掲示板や学生便覧等で周知し、クラスセミナーや初回授業で説明している。クラスアドバイザーがクラスセミナーを定期的を開催するとともに、年 2 回の個別面談を実施し、学生生活における問題の早期発見に努めている。また、留年、休学、退学を防ぐためクラスアドバイザーが窓口となり、学科会議で情報を共有し、必要に応じて個別面談を実施している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学修の成果に関わる評価及び卒業認定基準については、学則に基づきシラバスに記載し、明示している。成績評価の方法は、「履修規程」「教員授業実施規程」に定められている。他大学での既修得単位については、学則で 60 単位を超えない範囲で単位を与えることができるとしている。大学独自の GPA を進級判定、卒業判定等に活用している。卒業認定要件、学位授与要件は学則に定められ、入学案内、学生便覧等で公表されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

2年次では「福祉キャリア研究」、3・4年次では「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を配置して社会的・職業的自立に関する指導が行われ、教養教育科目（1～4年次）に「地域ボランティア活動」「地域振興活動」を配置して、コミュニケーションや問題解決に向かう態度を養いキャリア支援に役立っている。幼稚園教諭1種、保育士、社会福祉士及び精神保健福祉士等の免許・資格取得のための支援体制は確立されている。キャリア支援室を設置して就職や進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。教育課程を通じて社会的・職業的自立に関する指導の体制は整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業目標の達成状況は、大学独自の GPA で把握されており、新たな評価方法の工夫として、授業の概要との対応項目を設定する方式を採用し、これによって教育目的の達成状況を学科と学生一人ひとりが把握することが可能となっている。

学科全体の教育目的の達成状況の点検は、学科評議員会において資格取得の状況、卒業後の状況調査等を把握できるように工夫がなされている。

学修状況に関する「学生による授業アンケート」によって授業に関する評価結果が示され、年度末に兼任教員を含めた担当教員にフィードバックされて、授業改善に役立てられている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス・厚生補導は事務局組織として学生課が担当し、学生生活や学友会活動・クラブ活動などを支援する全学的な組織として、学長、学科長、学生課長等で構成する学生指導委員会を設置し、学生支援を行っている。

学生健康相談委員会は学生相談担当教職員、医務室担当職員を構成員として設置し、学生の健康維持に努めている。

学生への大学独自の経済的支援として、「入学金減免規程」「学長特別奨学金授与規程」

「学費徴収猶予規程」「東日本大震災被災にかかる授業料減免規程」、大学教員有志による「貸与奨学金規程」を設け、学生生活の安定・充実を図るための支援が行われている。

学生生活満足度調査を実施し、調査結果を踏まえて各学科、各部局が学生支援に関する改善プランを報告書にまとめている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教育目的及び教育課程に即した教員の確保はなされている。教員の採用は、原則として公募方式を採用し、教員の昇任に当たっては教員資格審査委員会が諸規則に基づき審査を行っている。学生による教員評価は、授業アンケート結果によって改善点を自己点検・評価報告書に記載することで全教職員が結果を共有し、授業改善につなげる努力をしている。

教員の業績評価は、研究業績等の自己申告をもとに研究業績審査委員会で精査して、教員の昇任、昇給、表彰、研究教育費の増減につなげている。FD・SD研修が定期的に行われ、能力向上のための努力が行われている。教養教育実施のための責任体制は確立されている。

【参考意見】

○専任教員のうち 61 歳以上の割合が高いことから、年代ごとの適切な教員配置が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎の面積は設置基準を満たしており、二つのキャンパスともに教育環境の整備と適切な運営・管理がなされている。校舎の耐震補強は全て完了し、昼間と夜間で年 2 回の防災訓練が行われている。施設設備等の維持管理は、「維持管理計画」に基づき計画的に行われている。全教室に無線または有線 LAN によるネットワークが構築されている。

二つのキャンパスのバリアフリー化は計画に沿って実施されており、現在一部の施設を除き車椅子使用の学生の受入れが可能となっている。

図書館の整備は、両キャンパスにまたがる図書館の蔵書情報はネットワークによって共有され、毎日1回キャンパスを往復するデリバリーサービスが提供されている。授業形態ごとの学生数は適正に管理されている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき理事会、常任理事会、評議員会を設置し、法人業務の適正な運営に努めている。理事長又は常任理事会の諮問機関として、大学の重要事項を審議するため「運営委員会」を設置している。学校教育法、大学設置基準等の改正に合わせ、学内諸規則の改正を行うなど法令を遵守した大学運営を行っている。

大学は、ハラスメント防止、公益通報、個人情報保護等に関する規則を定め、人権への配慮に努めているほか、飲料水や乾パンなど非常用の備蓄品の整備、ガードマンの巡回、監視カメラの設置などセキュリティ対策にも万全を期している。

大学の三つの方針及び学校教育法施行規則第172条の2に規定されている事項及び財務に関する情報は全てホームページで公表し、大学ポर्टレートにもこれら基本情報を掲載している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為により、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監視するものと明確に位置付けられている。

理事会は、年6回の定例会のほか、緊急を要する場合には臨時理事会を開催している。

理事会の業務執行の円滑化及び迅速化のため常任理事会を置き、寄附行為施行規則等に定める諸事項を審議している。

理事は、寄附行為の定めに基づき適正に選任されており、理事会への出席率は良く理事会は適切に機能し、運営されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定について、理事長の決裁事項について定められた規則「大学及び短期大学部における理事長の決裁事項について」に基づき、また学長以下は「決裁及び決裁委任規程」等関連規則に基づいて確実にを行っている。

教授会は、学長の諮問に応え、入学、卒業判定、学位授与等について意見を述べ、学長はこの意見を聴いて事案を決裁し、諸事項を実行しており、学長が適切なリーダーシップが発揮できる体制が整えられている。

学長は、教学の最高責任者として「年度初顔合わせ会」において、大学の教育運営、研究推進方針等を説明し、教職員への周知を図っている。

研究推進担当の副学長のほか、学長補佐2人を置き、学長の円滑な業務執行を補佐している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

常任理事会には、学長、学部長が出席、また、教授会は学院長が構成員となり、理事長も出席しており、法人と大学との緊密な連携がなされている。

監事は、教学担当と経理・財務担当の 2 人から成り、理事会・評議員会に毎回出席し、これら意思決定、決議などをチェックしている。

評議員会は、寄附行為に基づき所定の人員で組織され、寄附行為に定める重要事項について、理事会の諮問に応じ意見を述べている。

各種委員会には、事務局の課・室長も加わり教職協働が図られているほか、教授だけでなく、准教授や講師も参加しており、若手教員の提言や意見をくみ上げる体制が整備されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は、課・室を配置し、それぞれの部署が「業務組織規程」により定められた業務を分担、執行している。職員は、それぞれの能力に応じた適切な配置となるよう努めている。

学長や教学の責任者、事務組織の長等は「決裁及び決裁委任規程」に基づき、定められた業務を遂行する体制が構築されている。

平成 28(2016)年度から、月 1 回のペースで SD 研修会を開催しており、また「スタッフディベロップメントに関する規程」に基づき、学外における研修に職員を積極的に参加させ、職員のスキルアップに努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 28(2016)年度の財務状況は、諸経費の効率的な削減により、収支バランスが改善している。これを保つため、平成 32(2020)年度まで、法人傘下の学校別の詳細な収支計画を中期計画に盛り込み、この中期計画に基づき適切な財務運営に努めている。

外部資金の獲得による収入増加を目的に、新たに補助金課を設立し専任職員を配置するなど、各種補助金の獲得に全学を挙げて取り組んでおり、安定した財務基盤の確立を目指し

ている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

大学全体の事業計画及び予算案については、常任理事会の議を経て、3月の評議員会の意見を踏まえて理事会で最終決定されているなど、適正なプロセスを踏んで策定されている。

予算の執行状況について、経理課において月次単位の予算管理表を作成し、予算執行内容を確認しているほか、四半期ごとの決算検討会で理事長、学長、学院長及び監事が参加して予算執行内容を確認している。

計算書類、財産目録などは学校法人の経営状況及び財政状態を適切に示しており、監事、公認会計士の監査を受け、適正であることが確認されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的を達成するため、「自己点検・評価に関する規程」に基づき、理事長、学長、事務局管理職から構成される自己点検・評価委員会を組織し、大学独自の評価項目を設定して自己点検・評価を実施している。

教学面では、毎年度発行される自己点検・評価報告書に、学科の設定する教育運営計画、教員ごとの詳細な授業評価アンケート、年度末の実施結果と改善策が記載されており、経営管理面では、中期計画に基づいて諸施策が適切に実施されているか監事監査等によりチェックしており、これらの点検・評価は年間を単位として実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

現状把握のため、「入学者分析」「学生の意識・満足度調査」「卒業生の意識・満足度調査」「就職先の意識調査」を通じて、客観的で綿密なデータの収集を行い、各学科で詳細な分析を行っている。

教育活動における自己点検・評価結果は、自己点検・評価報告書として年 1 回教職員に配付され、学内での共有がなされているほか、平成 23(2011)年度からはホームページなどを通じて社会への公表も実施している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 28(2016)年度からスタートした中期計画は、大学の三つの方針を基盤として作成されている。これは平成 27(2015)年 12 月の理事会で計画の基本方針を定め、平成 28(2016)年 7 月の理事会で計画が承認され、これに基づいて諸施策が実施に移されている。平成 29(2017)年内には、学校法人福島学院中期計画実施管理表でそれぞれの施策の進捗状況がチェックされ、この対応策が実施されることとなっており、PDCA サイクルの仕組みの確立に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の地域社会への提供

- A-1-① 地域社会に向けた正規授業の開放、公開講座の実施
- A-1-② 地域社会のメンタルヘルス向上への貢献
- A-1-③ 地の利を生かした施設貸与
- A-1-④ 地域に密着したボランティア活動

【概評】

福島駅前キャンパスは JR 福島駅から徒歩 5 分という市街地にあり、交通の便が良いことから、教室等の施設貸出しを積極的に行い、地域の企業・団体等の要望に応じている。

平成 18(2006)年度から「公開授業聴講制度」を設け、福祉心理学科の正規授業を無料公開し、地域住民の生涯学習に寄与している。「心理臨床相談センター」における相談活動や公開講座の開催、「メンタルヘルスセンター」における各種団体からの委託事業等、地域社会に多大な貢献を行っている。

平成 28(2016)年に開催されたバリアフリー観光推進全国大会ふくしま大会に教員や多くの学生が実行委員や企画に参加した。また、原発事故後に屋外活動が制限された子どもたちに、「夢・笑顔・元気」を与えることを目的に「ふくしまキッズ博」が始まったが、この組織に学長以下、学生・教職員が中心的役割を果たしている。その他、福島市内での催し物や地域の祭りに学生・教職員がボランティアとして多く参加するなど、地域に密着したボランティア活動が積極的に行われている。

基準 B. 建学の精神の顕現

B-1 魅力ある教育のファーストステージとラストステージ

B-1-① 建学の精神が満ち溢れている

【概評】

建学の精神である「真心こそすべてのすべて」を大学運営に反映させ、その実現のために努力している。入学式では建学の精神に基づいた教育理念を学生の心に浸透させるため「感動と感銘与え、知的好奇心を喚起する授業」を具現化するものと位置付け、魅力ある入学式を教職員・学生が一体となって行っている。

卒業式を建学の精神に基づく教育理念の集大成として位置付け、教職員と学生がともに作るコンサート形式で行い、学生・保護者・外部招待者に感動と感銘を与えるものとなっている。

ファーストステージ（入学式）とラストステージ（卒業式）の二つの式典は学内外からも高く評価されている。建学の精神は、式典だけではなく、授業をはじめとして、建物・環境の中でのキャンパスライフ、学友会の早朝挨拶運動、全学挙げての挨拶運動、エチケット・マナー運動など全ての活動の中で学生の心に育まれており、社会に役立つ人材の育成が進められている。